

第51号議案

府中市心身障害者（児）福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市心身障害者（児）福祉手当条例の一部を改正する条例

府中市心身障害者（児）福祉手当条例（昭和43年10月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第7条第3項」を「第5条第3項」に改める。

第3条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者（児）福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者（児）福祉手当の支給については、なお従前の例による。